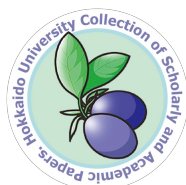




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	十九世紀初期のビハール州におけるRa'iyatの階層構成：F・ブキャナン報告の研究 ー
Author(s)	高畠, 稔
Citation	北海道大學文學部紀要, 13(1), 73-119
Issue Date	1964-12-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33290
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(1)_P73-119.pdf



十九世紀初期のビハール州におけるRajyatの階層構成

— F・ブキヤナン報告の研究 —

高 畠

稔

十九世紀初期のビハール州における Raiyat の階層構成

— F・ブキャナン報告の研究 —

高 島 稔

一 ま え が き

インドの土地制度を研究する場合、土地保有の個々の形態とやらんで、土地の配分、農業労働力のあり方、農村社会内部における諸個人の土地保有と社会的身分（具体的には所屬カーストなど）との關係が当然に興味の対象となってくる。しかしこれまでの所では、土地制度、農業經濟、カースト制度のそれぞれの研究は概して、相交わることなく別個の軌道を歩んできているようである。そしてこれはまた、史料や文献の内容が上に述べた興味に應え得ないことにも起因している。¹⁾

本稿の意図は、このような興味にもとづいて、従来の諸研究が、ともすれば、等質的な農民一般として扱いがちであった Raiyat 層が、農村社会の内部におけるカースト身分、土地保有、農業労働力の配分などとの關係において、どのような諸階層に区分されるか、あるいは、いかなる社会的、経済的諸階層が Raiyat 層を構成したか、という問題を、一八一〇年前後のビハール州諸県について、検討することにある。それと共に本稿は、Francis Buchanan（一七六二—一八二九。後に Hamilton または Hamilton = Buchanan と称した。）が遺した現地調査の記録に拠る社会經濟史研究の、最初の部分をなす。

二 史料について

ここでは、一八〇七—一四年に Buchanan が当時のベンガル管区北部で行なった下記のような調査の報告のうち、ビハール州に関する部分を史料として用いる。かれは一七九四—一八一六年東インド会社の医官の職にあり、ネパールと南インド諸地域の調査に当たったことがある。⁽²⁾一八〇七年 Wellesley 総督は左記の調査をかれに命じた。⁽³⁾

一 各県の地勢学的説明（範圍・土壤・平野・河川・山岳・港湾・都市・氣候、その他。歴史および遺跡をふくめる）。

二 住民の状態（人口数・衣食住・疾病・教育・貧窮者の財源）。

三 宗教（人口数・巡礼・慣行・司祭者の特権・その他の状況）。

四 自然物産（動物、植物、鉱物の、特に食用・医薬・商業・工芸・製造業に供されるもの。漁撈・森林業をふくめる）。

五 農業

1 各種農作物の名称・用途・栽培方法・播種と收穫の季節・単位面積あたりの生産物の価格・耕作者の収益および市場への供給。

2 農耕農具。

3 施肥、殊に灌漑の方法。

4 洪水・氾濫の防止方法。

5 家畜の種類・飼育方法・飼育による収益および役畜の種類。

6 農地のかこい。

7 農地の状態・大きさ・必要な役畜とその調達方法・経営の費用・地代の形態・農業労働者の報酬および土地保有条件。

8 土地財産 (Estates) の状態と保有条件。

六 美術工芸・普通工芸の進歩と製造業の状態 (建築・彫刻・絵画・職人の作業と器具・製造品の種類と数量・各県の原料産出能力・輸入の状態・資本の調達方法・工芸職人と製造業のおかれている環境・商品の供給のしかた・労働収益率・耕作者と比較した場合の富裕の程度・市場についての規制)。

七 商業 (輸入商品の量・販売の様式・貨幣と度量衡の規制・輸送の性質)。

そして実態調査とともに、在地諸産業を改良するための提言を行なうことが要求されている。⁽⁴⁾

報告書の手稿原本は、イギリスの連邦関係省内のインド省図書館 India Office Library にあり、⁽⁵⁾ 写本がカルカッタのベンガル・アジア学会に一部ある。報告書のうち、Dinajpur 県に関する部分のみは、G. Swinton の編集によつて一八三三年カルカッタで出版された。調査の行なわれた全県についての報告書の抄本が、Robert Montgomery Martin の編集によつて一八三八年ロンドンで出版された。The History, Antiquities, Topography and Statistics of Eastern India, comprising the Districts of Behar, Shahabad, Bhagulpur, Goruckpur, Dinajepoor, Purnia, Rungpoor & Assam, in Relation to their Geology, Mineralogy, Botany, Agriculture, Commerce, Manufactures, Fine Arts, Population, Religion, Education, Statistics, etc. (E.I. と略称する) と題する三巻本がある。

れであるが、抄録の仕方が、必ずしも適切でなく、多くの重要な部分がぬけている。しかしこれはその後ほぼ一世紀にわたって Buchanan の業績を伝える唯一の書物となり、多くの研究者の利用する所となってきた。今世紀に入ってから、同書の欠を補うためにビハール州関係の報告書の主文全体を出版する計画がパटनाの Bihar and Orissa Research Society (現在の Bihar Research Society) にちてたてられ、以下のやうに刊行された。

An Account of the District of Purnea in 1809—10, ed. by V.H. Jackson, 1928. (A.P. と略称)

An Account of the District of Shahabad in 1812—13, ed. by C.E.A.W. Oldham and A.P. Banerji Sastri, 1934. (A.S. と略称)

An Account of the District of Bhagalpur in 1810—11, ed. by A. P. Banerji Sastri, 1939. (A.Bh. と略称)

An Account of the Districts of Bihar and Patna in 1811—12, 2vols., ed. by J.F.W. James, n.d. (A.B.P. と略称)

しかしこれらは、Buchanan がそれぞれの報告につけた統計表を完全には採録していないので、E.I. に依らなくてはならない場合がまだあるし、ビハール州以外の諸県の記事についてはもとより E.I. に依るほかはない。⁽⁶⁾

パटना版の編者たちによると、後年の Statistical Account や Gazetteer の編纂者は Buchanan の報告から知識を得ようとした⁽⁷⁾ という。編者の一人 J.F.W. James は Buchanan の統計について、「経済と農業に関するかれの詳細な表の統計学的価値を論じるのはむずかしい。かれの作物統計は、近年の調査や査定報告の結果と、何らかの比較が正確に行なえるような方法では示されていない⁽⁷⁾。農業人口についての、農耕規模からの推定にもとづいたかれの

見積りは、もし所与の地域に対応する比較をするならば、後年の国勢調査の結果と著しく一致することが知られよう」(A.B.P., Introduction, p.v)と述べている。これは、Buchananの報告が豊富な知識の源泉であって、かれの統計がかなり信頼しうることを示している。⁽⁸⁾しかし他方では、調査対象が多岐にわたったこと、当時のイギリス人のインドについての知識の程度、あるいは交通手段の未発達などに禍されて、後年の研究者の興味からみて不十分な記述や誤まりがあるといわれるが、これは歴史や遺跡の部分に多いようである。⁽¹⁰⁾本稿で用いるのは上掲諸報告の一部分のみであって、筆者としては稿を改めて他の部分をも消化して行きたいと考えている。⁽¹¹⁾

三 住民の階層区分

Buchananは各県の借地人層 *tenantry*⁽¹²⁾を四つの階層からなるもののように記している。区分の仕方は県によってちがいがある。区分法そのものの名称はわからないが、これは在地の慣行によるものらしく、Buchananの案出したものではない。各階層についての説明に入る前にその摘要を掲げる。

- 1 郷紳 *Gentry* Patna 県、同市、Gaya 県、Shahabad 県では *asrāf* (⁽¹³⁾>*śarīf*)とよばれる。他の二県でも *asrāf* とよんだか否かは、A.Bh.とA.S.では不明である。Buchananはこの階層を時に *high castes* と記し、性格を評して *idlers* とよぶ。

- 2a 商人 *Traders* Patna 県、同市、Gaya 県では *bakkāl* (*baqāl*)、Shahabad 県では *bakkāl* のほか *baniyā* と *dukkāndār* とよばれるが、これらの名称が *asrāf* と同じ程度に階層名として用いられたものかどうか、筆者には疑問である。⁽¹⁴⁾ A.Bh.とA.S.には商人が一つの階層をなすものとしては記されていない。

十九世紀初期のビハール州における *Ra'iyat* の階層構成 高島

2b 職人 *Artificers*, *Tradesmen*. Patna 県、同市、Gaya 県では *pauniya* とよばれ、Shahabad 県では *pan-geh*, *karigar* とよばれる。⁽¹⁹⁾ A.P.B. & A.S. の報告本文では、Buchanan は *Artificers* と記しているが、A.P. & A.Bh. とでは *Tradesmen* と書き、原地語の呼称をあげていない。

3 農民 *Ploughmen*。Patna 県、同市、Gaya 県では *Joiya*、Shahabad 県では *Krindagan* とよばれ、一般に *Chasa* とよみ通称される。⁽²⁰⁾

4 下級小作人 *Under tenant*。原地語の名称は *kolih*。⁽²¹⁾ Purniya と Bhaugulpur との両県の最下級階層として挙げられている。1から3までの諸階層が *Zamindar* から借地するのに対し、4の階層は1から3までの諸階層の保有地を転借する。

以上を整理してみると Patna 県、同市、Gaya 県、Shahabad 県の住民は1・2a・2b・3の四階層に、Purniya 県、Bhaugulpur 県の住民は1・2b・3・4の四階層に、それぞれの区分が行なわれることになるが、後述する所から明らかのように、以上の階層区分の仕方にはあいまいな点があつて、特定の階層に与えられている名称はその階層に属するとされる諸個人の現実の職業と完全に一致するわけではなく、むしろ現実には、特定の職業がいくつかの階層にまたがつて現われ、ある階層に属する個人が他の階層の名称となつてゐる職業につき、あるいはそれを兼ねてゐる場合が非常に多いのである。

以下各階層の内容に立入るに先立つて、Buchanan が推定する各県階層別人口構成を、A.B.P., ii, p. 723; E.I., i, Appendix, p. 45; op cit, ii, p. 694; op cit, iii, Appendix, p. i から抜萃して掲げておく。

地 域	郷 紳 Gentry Idlers	商人 Traders	職 人 Artificers Tradesmen	農 民 Ploughmen Cultivators	合 計
Purniya 県	三八〇、三八〇	—	三〇八、〇〇〇	二、二一六、〇〇〇	二、九〇四、三八〇
Bhaugai-pur 県	二六九、〇五〇	—	一七二、八五〇	一、五七八、〇〇〇	二、〇一九、九〇〇
Patna 市	一三八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	六六、〇〇〇	三二二、〇〇〇
Patna 県	九四、〇五〇	一一、二二〇	三三、二〇〇	一五八、八〇〇	二九七、二七〇
Gaya 県	七〇三、四〇〇	五〇、五五〇	一三一、九〇〇	一、八六九、三〇〇	二、七五五、一五〇
Shahabad 県	五三四、八九九	四八、六六〇	一九七、六二二	六三八、三四九	一、四一九、五二〇

四 郷 紳 層

Buchanan のいわゆる Gentry を構成するのは、ヒンドゥーでは、Brahman と Kṣatriya の 両 varṇa に所属する者、Rājput と Kāyastha との 両カーストに属する者、Vaiśya を称するすべての商人 (merchants) であり、商人の中にはジャイナ教徒 śrāvaka を含める。ムスリムでは Sayyid, Pathan, Mughal が郷紳に数えられる。⁽¹⁸⁾つまりヒンドゥーの高位カーストに属する者と、予言者の末裔およびインドを統治したムスリム諸族の後裔とが、郷紳層を形成していた。随つて郷紳と総称される社会的地位あるいは身分は生得、世襲のもので、そこにはカースト的排他性が働いていた。⁽¹⁹⁾

asthī を構成する種姓・カーストなどが示すように、経済生活において、かれらは生産労働に従事することを忌避
北大文学部紀要

十九世紀初期のビハール州における *Rajyat* の階層構成 高皇

し、農業に關係する場合も雇傭労働力によつて農耕を営み、自らは地代をとりたてて暮すのが本来の姿であつた。殊に忌避されたのは鋤を手にして労働することであつた。

しかし政治上・經濟上の變動を経つた十九世紀のはじめには、世襲的な職業のみで生計をたてることはすでに困難となつており、農業労働に従事する *ashit* の数も多かつた。この場合、労働はするが鋤をとることだけは避けた者もあれば、自ら鋤を手にするまでに零落した者もあつた。⁽²¹⁾ 伝統的な種姓・カーストの觀念と制度が定める職業は看過してさしつかえないほどの意味した持たなかつた。⁽²²⁾

次に示す表は、Buchanan が調査したビハール州一市五県の人口中にしめる *ashit* 層人口の比率と、かれらの土地保有・農業労働の状態をやはり人口比で表わしたものである。

第一表 全人口に対する郷紳層人口の比率⁽²³⁾

地 域	人 口 比 (パーセント)
Purniya 県	一 三 . 一
Bhaugulpur 県	一 三 . 三
Patna 市	四 四 . 二
Patna 県	三 一 . 七
Gaya 県	二 五 . 五
Shahabad 県	三 七 . 七

第二表 郷紳層のうちの土地保有人口と労働人口の比率⁽²⁴⁾ (括弧内は全人口に対する比率)

地 域	農業を営まない者	土地を持つが労働はしない者	土地を持って鋤耕以外の労働を行う者	土地を持って自ら鋤耕する者
Patna 市	九九・九 (四三・八)	〇・一 (〇・四)		
Patna 県	一五・六 (四・九)	二八・〇 (八・九)	四二・九 (一三・六)	一三・五 (四・三)
Gaya 県	一一・七 (三・〇)	一二・四 (三・一)	七〇・一 (二七・九)	五・八 (一・五)
Shahabad 県	八・九 (三・四)	七・三 (二・七)	三八・九 (一四・七)	四四・九 (一六・九)

Patna 市を除いて、三県を平均すると、聖職・軍役・商業などで生活する者は、郷紳層人口の一二割強にすぎず、不労働地主も平均的には一六割弱である。半数以上が自家労働力と雇傭・僕婢労働力の双方、あるいは自家労働力のみによつて農業を営んでおり、Gaya 県では両労働力兼用が七〇割をこしている、Shahabad 県では鋤を手にする者が半数近くもある。Buchanan の報告は農業の経営規模についてふれる所がないので断定できないが、ヒンドゥー・ムスリム共に高位カーストに属する人々の大半は、比較的裕福な農民であつたと推察される。しかしこれらの人々の教育程度は概して低く、伝統的職業の要求する知識を欠いていたにもかかわらず、生得的なカースト身分にもとづく自負心だけは捨てていなかったといわれる。⁽²⁵⁾

郷紳層はその高いカースト身分から想像されるように、土地保有においても、家屋・庭園の用地は地代を支払わず

十九世紀初期のビハール州における Rajyat の階層構成 高畠

に保有し、あるいは一般農地をもカースト身分の低い農民よりはより低率の地代で保有する特権を享受していた。⁽²⁶⁾しかしこういう特権に対する慣習的な保証は、かれらの労働忌避をもはや実行不可能とした諸条件の下では、その実質的な意味を減じていた場合もあり、⁽²⁷⁾特権を維持するための手段を郷紳自身が意識的にとつてもいたともいわれる。⁽²⁸⁾

一方、農業労働にたずさわリ、以上の特権をも実質的には失っていた *zamindar* 農民は、地方によつては勤勉な農民と隔して報告されており、⁽²⁹⁾註(25)所引の Purniya 県の例のみが全体を代表するものではない。

なお、以上に述べた *asthai* の土地保有・農業労働への関わり方その他を通して、そこにビハール州内部の地域的な差がみられる点に注意しておこう。

五 商人層および職人層

商人 *Traders* は人口も少なく、農業・土地保有との関係では問題にならないが、*Buchanan* は商人をも *farmer* の中に加えてその第二の階級をなすものとして報告している。⁽³⁰⁾土地を保有しても郷紳層と同じく労働を忌避して、⁽³¹⁾婢を用いて耕作する。統計のある前出の一市三県について、以下に人口比率を示す。⁽³²⁾

第三表 全人口に対する商人層人口の比率

地 域	人 口 比	地 域	人 口 比
Patna 市	九・六	Gaya 県	一・八
Patna 県	四・一	Shahabad 県	三・四

第四表 商人層による土地保有率（括弧内は全人口に対する比率）

地 域	農 地 を 持 つ 者	農地を持たない者
Patna 市		一〇〇・〇 (九・六)
Patna 県	ほとんどなし	一〇〇・〇 (四・一)
Gaya 県	三・九 (〇・一)	九六・一 (一・七)
Shahabad 県	六・八 (〇・一)	九三・二 (三・一)

職人 Artificers は商人とつゞき、Buchanan の報告では Patna, Gaya, Shahabad 一市三県の第三の階層をなしている。この階層の固有の職業は非農業的手工技術労働であつて、農業生産に対するかれらの関係は、(一)農業労働を一切行なわず、手工技術労働のみで生計を営なむ、(二)土地を保有しながら、手工技術による賃仕事のない時にのみ、農業労働に従事する、(三)土地を保有して雇傭労働力によって農業を営なむ、(四)賃仕事のない時に、補助農業労働力として雇傭される、(五)農業と手工業との家族内分業を行なう、の形態に要約される。⁽³³⁾以下に表示するように、Patna 市の職人層は完全に農業生産から分離しており、他の三県でも職人層の過半数は手工技術労働のみで暮っていたが、なお三、四〇が兼業していた。雇傭労働力によって農業を営なむ職人層は Patna 県以外では問題にならない。家族内農工分業は表では明らかでなく、また統計値を示すこと自体が技術的に困難だったと思われる。手工業のみで生計

十九世紀初期のミハール州における Rā'yāt の階層構成 高畠

をたてる職人の人口比率が高いことは、村落共同体内分業の反映として一応の理解ができるであろう。Gazā 県の職人人口率が極めて低い点については、報告本文の中から説明を求められなかった。また個別的な職種との関連においてこの問題を扱うことも Buchanan は試みていない。

第五表⁽³⁴⁾ 全人口に対する職人層の人口比率

地域	人口比	地域	人口比
Purniya 県	一〇・六	Patna 県	一〇・八
Bhaugampur 県	八・六	Gaya 県	四・八
Patna 市	二五・〇	Shahabad 県	一三・九

第六表⁽³⁴⁾ 職人層の土地保有率と農業就労率（括弧内は全人口に対する比率）

地域	完全に自分の職業で暮す者	農地をもつが自分では農業労働をしない者	時々は自分で、または傭われて土地を耕す者
Patna 市	一〇〇・〇 (二五・〇)		ほとんどなし
Patna 県	五二・六 (五・七)	一二・〇 (一・三)	三五・四 (三・八)
Gaya 県	五八・九 (二・八)	一・六 (〇・一)	三九・五 (一・九)
Shahabad 県	七〇・八 (九・八)	ほとんどなし	二九・二 (四・一)

Purniya, Bhaugalpur 両県では、既述のように、商人 Traders と職人 Artificers とがそれぞれに第二、第三の階層を構成することなく、職人 Tradesmen として郷紳の次に位する。Purniya 県の職人層は、僕婢や小作人の労働力によって耕作する農地の保有者を含み、Bhaugalpur 県では、このような農地保有者をも含むと同時に季節的な農工兼業を行なう者が多かった⁽³⁶⁾。総人口に対するこの階層の人口比率は、前掲第五表のごとくである⁽³⁸⁾。この両県において、商人層が一階層を構成しない理由のひとつは、かれらの人口比率が Purniya 県では全人口の〇・五割⁽³⁷⁾、Bhaugalpur 県では〇・七割にしかならず、一階層を形成するほどの大きさをもたなかったためかと思われる。断定できるだけの根拠はないが、これらの商人つまり Baniya は恐らく Tradesmen に含まれたものと考えられよう。

六 農 民 層

Buchanan のいわゆる Ploughmen は、前に述べたように Purniya, Bhaugalpur 両県では借地人層の第三層に、Patna, Gaya 両県ではその第四層に、それぞれ数えられる。この階層を構成する諸個人の経済的・社会的な境遇は多様であつて、土地を保有する自営農民、土地を保有しない分益小作農民、季節的補助農業労働者、それに日傭い農業労働者から僕婢、奴隷までを含むものであつた。しかも自営農民中の富裕な部分には農商兼業を行なう者もあり、その商業の内容も居住地の近隣における貨幣それにおそらくは現物をもつてする小規模の融資から、一定地域内の交易商業までを含んでいた⁽³⁸⁾。郷紳・商人・職人層の一部と農民層の富裕な部分が、Permanent Settlementの下では、Zamindar の所有地のある部分を租借する借地人 tenant であるのに対し、これら諸階層の右のような保有地を転借して農業に従事する農民も存在した。この農民層は Purniya 県、Bhaugalpur 県東南部にみられたもので、Kolitt ま

十九世紀初期のビハール州における Rariyat の階層構成 高畠

たは Kartauli とよばれたが、⁽³⁸⁾ Patna, Gaya, Shahabad 県にはこの階層は存在しなかった。⁽⁴⁰⁾
 分益小作も Patna, Gaya, Shahabad 三県ではまったくみられず、⁽⁴¹⁾ Bhagalpur 県でも多くはなかった。⁽⁴²⁾

以下に一市五県の農民層人口の全人口に対する比率と、一市三県の農民層の土地所有および農業労働に対する関係を表示する。

第七表 ⁽⁴³⁾ 全人口に対する農民層の人口比率

地 域	人 口 比	地 域	人 口 比
Purniya 県	七 六 ・ 三	Patna 県	五 三 ・ 四
Shahabad 県	七 八 ・ 一	Gaya 県	六 七 ・ 九
Patna 市	二 一 ・ 二	Shahabad 県	四 五 ・ 〇

第八表 ⁽⁴³⁾ 農民層の土地保有率と農業労働の形態 (括弧内は全人口に対する比率)

地 域	自分の農地を耕作する者	鋤耕民として仕える者	日傭い労働者として働く者
Patna 市	七 ・ 一 (一・五)		九 二 ・ 九 (一九・七)
Patna 県	五 五 ・ 一 (二九・四)	三 九 ・ 九 (二一・三)	五 ・ 〇 (二・七)
Gaya 県	四 九 ・ 八 (三三・八)	四 二 ・ 三 (二八・七)	七 ・ 九 (五・四)

Shahabad 県	六 四 ・ 五 (二九・〇)	三 一 ・ 二 (一四・一)	四 ・ 三 (一・九)
------------	-------------------	-------------------	----------------

農民層は表示されるように、市場地の Patna 市を除けば、各県において人口の最大部分を占め、Shahabad 県の四五割を最低とし、他県ではいずれも過半数、Purniya, Bhaugulpur 両県では四分の三以上に達する。それらのうち土地を保有する自営農民は第八表所掲の三県では約半数以上になり、土地を保有しない臨時的、季節的農業労働者は四〇割前後にもなるが、日傭い労働者は五ないし八割にとどまる。分益小作人・下級小作人などの人口比については Buchanan はまったくふれていない。

土地を保有しない農民のうち、⁽⁴⁴⁾adhār とは自ら所有する役畜をもつて郷紳その他の農地の耕作に従事し、その土地の生産物の半分をうけとる農民をさす。その際の耕作に要する経費一切は、かかる分益小作人の負担する所となる。⁽⁴⁶⁾分益小作人 ādhār と下級小作人 kolit, kartauli とは、共に他人の保有地を転借するという共通の性格ゆえに混同されやすいが、所与の記述の範囲内で判断する限り、両者の差は小作料が生産物の半額であったか、あるいは法外な地代 (rack-rent) ⁽⁴⁷⁾V であったか、という点以外には求め難い。耕作権の期間その他については、まったく言及されていない。また、現実には、自営農で小作をも併せて行なう者があったがこれは統計にはあらわれていない。

奴婢 (servants) または入鋤耕民 (Ploughmen) として仕える ⁽⁴⁸⁾jotā, kārandegān (I. or K., who take service as ploughmen) は、主人に対する負債を一定期間の役務によって返済するためにかれらの労働力が要求される期間を、月ぎめあるいは季節ぎめで農業・牧畜労働に従事するものであった。雇傭主はこれらの奴婢に現物あるいは

は前貸の場合は貨幣をもって賃金を支給し、賃金の前払いによって長期にわたってかれらを奴婢として緊縛することでもできた。Patna, Gaya 両県では前貸金などによる負債は、父の生存中に返済されない場合には子が返済義務を負うものであったが、他県ではこれは子に及ばなかった。奴婢は鋤耕を主とする特定の農業労働のために、債務の存続する間だけ債権者の農地で労働するが、完全な人身的拘束を受けていたのではなく、労働時間もほぼ一定し、それ以上の労働には報酬が増された⁽⁴⁸⁾。役畜はほとんどすべて雇傭主が提供したが、農器具の提供はより少なく、奴婢自身が農器具を所有することもまれではなかったと思われる⁽⁴⁹⁾。

奴婢の中には以上のほかに、雇傭主が提供する土地と役畜と農器具とをもって農業生産に従事する者があつた。これは役畜所有の有無という点で分益小作人 *adhiar* とは異なる。これは現実には土地転貸の一形態であるが、Purniya, Bhaugampur 両県ではこの転借地の地代は労働によって支払われ、労働地代率は時間的かつ空間的に六六ないし七三割に定まっていた。この場合、小作人に求められるのは概ね鋤耕労働のみであつたらしく、種子と鋤耕以外の労働の費用とは、地主・小作関係に入りこまなかつた⁽⁵⁰⁾。Bhaugampur 県南部、Patna, Gaya, Shahabad 三県ではこれが生産物地代の形態をとる所があつて、この場合の地代率は五〇割であつた⁽⁵¹⁾。

いずれにもせよ、この形態の農耕奴婢は後述する奴隷とは異なり、主人つまり債権者に対して債務のある期間には労働力を提供しなければならなかつたが、註に引用した記事が示唆するように債権者のための労働だけでなく、自己のための労働をも行ない得るものとされた。そして他の形態をとる農民が必要に応じて、ある時間を奴婢としての労働に割いて家計を充足したことも十分に推測される⁽⁵²⁾。

日傭い労働者 (day labourers) は、鋤で耕すこと以外の労働、つまり除草、移植、給水などに従事するもので、⁽⁵³⁾

時に *asfat* 以外の一般農民がこれを兼業することもあり、前節にみたように職人層にもこれを兼業する者が少なくなつたのである。⁽⁵³⁾

奴隸 (slaves)⁽⁵³⁾ は完全な不自由民であつて、売買の対象となり、婚姻に対しても制限が設けられていた。⁽⁵⁷⁾ 奴隸は主人の家またはおそらく主家の敷地内に設けられた小屋に住んで、家内労働・農業労働に使役され、主人から衣食と賃金を支給されていた。自由民が貧窮して身を売つて奴隸となる例も少なくなく、奴隸の出身カーストは一定していた。⁽⁵⁹⁾ 奴隸人口の比率はむしろ極めて低かつたと考えられる。⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾

七 鋤と耕牛との階層別配分率

次に、Buchanan の推定に随つて、各階層ごとに鋤の所有率と、鋤につけて使役される耕牛の配分率とをみる。それに先立つて、Buchanan が推定した Patna, Gaya, Shahabad 一市三県の各階層の人口とその土地保有・農業労働を基準とした分類とをもとにして、全人口を農地保有者と非農地保有者に、さらにそれぞれを農業者と非農業者に分けて、それぞれが全体において占める率を百分比で示す。

第九表⁽⁶²⁾ 一市三県の農地保有・農業労働別人口構成

地 域	農 地 保 有 者		非 農 地 保 有 者	
	農 業 者	非 農 業 者	農 業 者	非 農 業 者
Patna 市	一・五	〇・四	一九・七	七八・四
Patna 県	四七・三	一〇・二	二七・八	一四・七

十九世紀初期のビハール州における Rātyat の階層構成 高畠

Gaya	県	五 三 ・ 二	三 ・ 三	三 六 ・ 〇	七 ・ 五
Shahabad	県	六 〇 ・ 六	二 ・ 九	二 〇 ・ 一	一 六 ・ 四

これで明らかのように、Patna 市を別とすれば、三県の総人口の過半数は農地保有者でありしかもその圧倒的部分が土地を保有する耕作農民、いわゆる peasant proprietor であった。農業者人口は三県ともに総人口の四分の三以上を占める。不耕作地主つまり土地を保有する非農業者は Patna 県においてはかなりの高率を示すが、これは大市場地 Patna の後背地としての同県の地域的特殊性によったものかもしれない。他の二県では不耕作地主は極めて少ない。ここで第九表と関連させながら Bhaugai⁽⁶⁵⁾pur を除く一市四県における鋤の所有と配分の割合を表に示す。

第十表 鋤の所有率

A⁽⁶⁵⁾ Patna, Gaya, Shahabad における鋤の階層別配分

地 域	土地を賃借し役畜を持つ者	Dhuriya ⁽⁶⁶⁾	僕婢および奴隸
Patna 市	七 五 ・ 〇		二 五 ・ 〇
Patna 県	六 七 ・ 二		三 二 ・ 八
Gaya 県	五 九 ・ 六	一 ・ 一	三 九 ・ 三
Shahabad 県	六 二 ・ 五		三 七 ・ 五

B⁽⁶⁷⁾ Purniya における鋤の階層別配分

土地を賃借する者

四四・二

分け前 (share) のために耕作する者 (adhiar)

二八・一

僕婢または奴隸

一五・一

下級小作人

五・八

athwāra 僕婢

六・三

bahaniya⁽⁸⁹⁾ (sic)

〇・五

鋤の総台数は示されていないので、確実な断定はできないが、A表の∧土地を賃借し役畜を持つ者 (persons who rent land and have stocks) ∨と∧僕婢および奴隸∨とはそれぞれ第九表の農地保有者と非農地保有者＝農業者とに相当すると思われるから、総体的には、農地保有者における鋤の所有率はその人口比に較べてより高い、つまり単位人口当りの所有台数がより多い、という傾向が看取される。それと同時に、Patna 市以外では、非土地保有農民の間にも鋤を持つ者がかなりあったのではないか、と考えられる。もし不耕作地主と日傭い労働者とが鋤を持たなかったと仮定すれば、Patna, Gaya 両県の土地保有農民対非土地保有農民の人口比は、両者の鋤の所有率の比とほぼ一致することが計算上知られよう。しかし、不耕作地主が鋤をまったく所有しなかったという根拠は、どこにも与えられていない。B表は、Purniya 県については第九表のような表を作るてがかりがなく、詳しい比較はできないが、同県の農民一般の階層区分に関して若干の示唆を与えるものといえる。

続いて、耕牛の階層別使用頭数比を、Buchanan の推定にもとづいて、百分率で示す⁽⁹⁰⁾。

十九世紀初期のビハール州における Kanyat の階層構成 高島

第十一表⁽⁷⁰⁾ 耕牛の階層別使用頭数とその比率

地 域	階 層	耕牛頭数	同配分比	耕靱両用の牡、牛水牛などの頭数
Purniya 県	郷紳層	二二八、三〇〇	二三・六	両用の牡牛 三、二〇〇 耕作用の牝牛 五七、七五〇 (7)
	職人層	一〇一、五〇〇	一〇・五	
	農民層	六三九、〇〇〇	六五・九	
Bhaugampur 県	郷紳層	一八八、六八五	二二・五	両用の牡牛 八二、四〇〇 両用の水牛 一、二〇〇 耕作用の牝牛 二〇〇
	職人層	五三、一八〇	六・四	
	農民層	五九五、二三五	七一・一	
Patna 市	郷紳層 (high castes)	二五〇	八・三	
	農民層 (Mere Farmers)	二、七五〇	九一・七	
Patna 県	郷紳層	三五、八六〇	三八・五	両用の牡牛 六、二六〇 耕作用の水牛 二五〇
	職人層 (Tradesmen)	三、〇一七	三・三	
	農民層	五四、一六五	五八・二	

Gaya 県			Shahabad 県		
郷紳層	職人層	農民層	郷紳層	職人層	農民層
四八五、七三三	四六、六四五	四七三、四三〇	三〇二、〇九〇	二八、一〇五	二二六、八五五
四八・三	四・六	四七・一	五四・二	五・一	四〇・七
両用の牡牛 一三、〇九五	耕作用の水牛 一一、四五〇	両用の牡牛 一四、〇五〇 耕作用の水牛 二四五			

ここでは、Patna 市を除くと、郷紳層が用いる耕牛頭数の比率はかれらの総人口に対する人口比を上まわることが注目される。耕牛を直接必要とするのは農地保有者のみであるから、Patna, Gaya, Shahabad 三県の農地保有者中に占める郷紳層の比率をとつてみると、Patna 県では反対の結果が出るが、他の二県ではこの傾向は変わらない。農民層の場合は逆に、Patna 市と同県を除けば、耕牛の使用頭数比率が総人口に対するかれらの人口比を下回り、前記の三県の農地保有者中に占める農民層の人口比をとつても、この傾向が認められる。しかし耕牛は、郷紳層・農民層がそれぞれ自己の保有地において使役するばかりでなく、土地を保有しない職人層の一部と農民層の半数近くとが、時には自己の所有する鋤につけて、その耕牛と農地とを保有する他人のために使役するものでもあった。農耕奴婢の相当な部分が鋤を保有することは、先にみたとおりであり、また役畜を所有するが土地を保有しない *adhiar* の存在も考

十九世紀初期のビハール州における Rajyat の階層構成 高畠

慮に入れなければならない。Buchanan の原表は、各階層「が持つ鋤につけて使用される⁽⁷⁴⁾牝牛」の頭数を示すものであつて、耕牛の所有を示すものではない。先述した郷紳層・農民層の人口比と耕牛使用頭数比との乖離は、かかるものとして吟味されなければならない。そして第十一表の示す職人層の耕牛使用比が、農地保有率の低いかれらの人口比を上まわること、原表のかかる推計方法によつてよく説明されるものとなる。随つて上述の数値は、少くとも、Panna 市とその狭小な後背地 Panna 県以外では、農地保有者の間でもカースト身分の高い者は、カースト身分の低い者と較べて相対的にはより多くの農地を保有し、そのためにより多くの耕牛を使用したのではなかつたか、との推論を許すものと思われる。⁽⁷⁵⁾最後に階層別の地代負担率を表示する。

第十二表⁽⁷⁶⁾ 階層別地代負担率

地 域	郷 紳 層 (high castes)	商人・職人層 (Merchants or Shopkeepers and Artificers)	農民層 (Ploughmen)
Purniya 県	二二・四	一・一・五	六六・一
Patna 市	三・一	二・四・四	三七・五
Patna 県	三・三・六	五・五・九	六〇・五
Gaya 県	三・九・二	七・〇	五三・八
Shahabad 県	五四・四	六・一	三九・五

ここでは、地代の具体的な内容とそれに伴う負担の程度の相違や、土地保有形態による地代支払いの条件の差異などについて、または郷紳層に対する特恵待遇の程度について、Buchanan 自身が原表に何ら反映させてはいないが、本稿第四節に述べた所から、郷紳層と農民層との単位農地面積あたり平均地代負担率の差を一応微少なものとし、かつ商人・職人層の負担する地代は、かれらの農地保有がほとんど問題にならない程度のものであったことからして、主に家屋・庭園用地の地代からなると前提する。大市場地である Patna 市を除外して、前三県の郷紳・農民両層がそれぞれの農地保有者つまり地代負担者人口の中で占める比率と、この地代負担率とを比較すると、Patna 県では、郷紳層の地代負担率はその人口比より低く、農民層はこの逆の傾向を示すが、Gaya 県では郷紳層について両数値はほぼ一致するが、農民層の地代負担率は人口比より低い。Shahabad 県では、郷紳層の人口比は地代負担率より低く、反対に農民層の地代負担率はその人口比より低い、という傾向が単なる数字の比較からは看取される。細かい人口区分のできない Purniya 県の傾向も、Shahabad 県のそれと同様である。原表自体の欠陥のために正確を期することは不可能であるが、以上のような傾向は、カースト身分の高い土地保有者が相対的により多くの農地を保有する、という先述の推論を、さらに補強する根拠となるであろう。

八　　む　　す　　び

以上に述べた F. Buchanan 報告の検討によって、一八一〇年前後のビハール州に関する限り、Raiyat と総称されるいわゆる農民が、相互に均質かつ平等なものではなく、社会的身分と経済的地位・能力とを異にするいくつかの階層から構成されることが知られた。このような「農民」たちが居住する村落は、決して牧歌的な、いわゆる、村落共同

体ではあり得ない。むしろかなり複雑な階級社会として、村落を捉えるべきであらう。

次に前稿で筆者がふれた *gud-kaṣṭ ra'iyyat* と *pāi-kaṣṭ ra'iyyat* の相違は、Buchanan 自身はかかる用語を使っていないが、本稿中に述べた農地保有者と非農地保有者＝農業者との相違に対応するものであるから、Buchanan に随う限り当時のこの地方における両者の人口比はほぼ三対一ないし三対二ぐらいであつたと考えられるであらう。

(1) インドの土地制度論の基本的な文獻である B.H. Baden-Powell, *The Land Systems of British India*, 3 vols., Oxford, 1892. や、比較土地制度史字の関心から書かれた C.D. Field, *Landholding and the Relation of Landlord and Tenant in Various Countries*, 2nd ed., Calcutta, 1885, pp. 417-1010. には、このような興味に応える記述が少ない。村落共同体論の文獻では、H. S. Maine, *Village-Communities in the East and West*, 3rd ed., London, 1876; B.H. Baden-Powell, *The Indian Village Community*, London, New York & Bombay, 1896, reprint, New Heaven, 1957; Do., *The Origin & Growth of Village Communities in India*, 2nd ed., London, 1908; Radhakamal Mukerjee, *Democracies of the East, a study in comparative Politics*, London, 1923. などがあるが、概して村落内のカースト的分業には言及してもその経済的な意味での階級構成の記述には乏しい。村落共同体についてはまずその概念規定の多様性を問題とすべき

であるが、これを同等者の構成する原始生産制的集団とみる見解を裏証的に批判した労作として、Ramkrishna Mukherjee, *The Dynamics of a Rural Society, A Study of the Economic Structure in Bengal Villages*, Berlin, 1957. がある。経済史および英領時代のインド経済一般の代表的著述には、R. Dutt, *The Economic History of India under Early British Rule*, 7th edn., London, 1950; Do., *The Economic History of India in the Victorian Age*, 7th edn., London, 1950; T. Morison, *The Economic Transition in India*, London, 1916; Radhakamal Mukerjee, *The Foundations of Indian Economics*, London, 1916; J. N. Sarkar, *Economics of British India*, Calcutta, 1917; G.B. Jathar & S.G. Beri, *Indian Economics, a comprehensive and critical Survey*, 2 vols., 9th edn., O.U.P. 1949, 1952; V. Anstey, *The Economic Development of India*, New Impression, London, 1957. その他があるが、カースト・土地制度・村落はインド経

済の構成要素として並列的に記述されたり、何らかの事件との関係において言及されたりするにとどまる。Radhakamal Mukerjee, *The Rural Economy of India*, London, 1926. も極めて興味深い著作であるが、上述の問題意識には答えない。カースト研究の文献は多数あるが、総合的にカーストを論じた最近の著述である G. S. Ghurye, *Caste, Class and Occupation*, Bombay, 1961; J. H. Hutton, *Caste in India, its Nature, Function, and Origins*, 3rd edn., O.U.P. 1961. について、いずれも社会学的興味に偏っていて経済的な側面はみおとされている。最近の社会人類学の調査はこの欠点を補いつつあるが、微視的にすぎ、かつ歴史的でない。なお従来土地制度論・村落共同体論の一般的な紹介と批判は、荒松雄「インド村落共同体研究についての覚書——十九世紀におけるイギリス人による諸論考」(『東洋文化研究所紀要』二)、松井透「ヘーデン・ポージェル研究序説」(『青山経済論叢』一四——三)を参照。歴史学者の側からカースト研究に接近したものは、山崎利男「カースト制度の歴史的研究のために」(『歴史学研究』二六二)と同「メイヤー『中央インドのカーストと親族』を読んで(一)」(『東洋文化』三三)とがいずれも示唆にとむ。十八・九世紀の東インド会社の行政資料のうち、社会・経済史の根本史料となる Bengal Revenue Consultations, Bengal Board of Revenue Proceedings などは、筆者自身滞英中にその一部分

北大文学部紀要

を閲覧したが、管見の範囲ではカースト関係や農村内部の土地保有・階級関係などに及ぶ記録は皆無にひとしかった。地租徴収者の立場からはこのような点は問題にされず、滞納地租の完納に関心のはとんどすべてが注がれていた。従って農民はイギリス側の税制文獻の上からは *raiyat* 一般としてしか把握できなくなる。拙稿「十八世紀後におけるベンガル農民層 (*raiyat*) のくわく」(『史学雑誌』六三——一〇) 及び英国議会文書に収録された会社資料のみに依つたため、このような点でも問題を残している。

(c) An Account of the Kingdom of Nepal and of the Territories annexed to this Dominion by the House of Gorkha, Edinburgh, 1819, 第 180—183 年の Capt. Knox ネベール遣使にがれが随行した際の記録に、1831—1840 年の Gorakhpur 県の調査報告を添えたものである。南インド調査の報告は A Journey from Madras, through the countries of Mysore, Canara and Malabar, performed under the Orders of the Most Noble the Marquis Wellesley, Governor-General of India, for the express Purpose of investigating the State of Agriculture, Arts and Commerce; the Religion, Manners and Customs; the History, Natural and Civil; and Antiquities in the Dominions of the Rajah of Mysore, and the Countries acquired by the Honourable

East India Company, in the late and former Wars, from Tippu Sultan, London, 1807. である。

なお Buchanan の伝記に Sir David Prain, A Sketch of the Life of Francis Hamilton (once Buchanan), Calcutta, 1905. があるが、筆者未見。

(3) E.I., i, Introduction, pp. viii-x; A.B.P., Introduction, pp. i-iv. を参照。

(4) 調査旅行の行程はベンガル州 Dinajpur 県からはじめて、ガンガー河北岸を西に向かい、会社領の西端部から南下して東にもどり、Dacca から Assam の辺境に及んだ。

(5) 一八二〇年ころ東インド会社図書館に寄贈された。調査報告二十巻の他に、博物学に関係した写生画と地図とを含む。

(6) 現地調査日誌はこれより先に The Journal of the Bihar and Orissa Research Society に分載された。

Journal of Francis Buchanan (Patna and Gaya Districts: edited with Notes and Introduction, by V.H. Jackson, JBORS. Ⅲ-3 & 4, 1922.

The Journal of Dr. Francis Buchanan (afterwards Buchanan Hamilton) from the 1st November 1812 to the 26th February, 1813, when carrying out his Survey of the District of Shahabad: edited with Notes and Introduction by C.E.A.W. Oldham, JBORS. XI-3 & 4, 1925.

Journal of Francis Buchanan kept during the Survey of the District of Bhagalpur, in 1810-1811, JBORS. XI-3 & 4, 1929.

Purniya 県の調査日誌は現存しない。これらの日誌は報告の補遺をなすものではあるが、本稿で用いるべき部分は見当らなかつた。

(7) 後掲する諸表の基礎となつた Buchanan の統計は、全体として極めて処理しにくい。地代、鋤、人口などの配分を四、八、一六、三二、六四、一二八などを分母とする分子で表示しているなどは、その最たるものである。これは調査に当つてインド人の書いた記録やインド人の報告者を用いた結果であり、調査者自身の経験や知識に照らして数値の補正などが行われているにも拘らず、現在の研究者にとつては極めて不便である。筆者はあえてすべてを百分率に換算した。

(8) 最初の人口調査は一八七二年に行われた。比較の際には行政区制の変更に注意しなくてはならない。なおここで人口統計について一例を挙げる。Patna 県 Sherpur 郡の人口は A.B.P., ii, p. 723 の統計によると、Gentry, 3800; Traders, 950; Artificers 2,850; Ploughmen or day labourers, 22,600; Total, 30,200. とあり、次頁では Ashraf who do not farm, 100; Ashraf who have farms, but do not work, 1 a; Ashraf who have farms, and worked 'sic' with their own

hand, but do not plough, 1 a; Ashraf who hold the plough, ... ; Traders (Bukalis) who have farms, few ; Traders (Bukalis) who have no farms, $\frac{1}{2}$ a; Artificers (Pauniyas) who live entirely by their own profession, 1 a; Artificers (Pauniyas) who have farms but do not work them by their own hand, $\frac{1}{2}$ a; Artificers (Pauniyas) who occasionally cultivate land either for themselves or for hire, few ; Jotiys who plough their own farms, 9 a; Jotiys who take service as ploughmen, $2\frac{1}{2}$ a; Jotiys who are day labourers, $\frac{1}{2}$ a. ところが区分が、Gentry は Ashraf 及び Ploughmen は Jotiya と同義である。この区分表の数値の後にいへ a. は a. の前の数字を合計すればわかるように *and* つまり十六分の一の略号である。筆者は a. のつかない数字を人口の概数とみ、つくものを郡の総人口に対する各階層の人口比とみて、改めて計算したが、前表の人口数と後表の諸比率との積の和が、前表の階層別人口数と一致するとは限らなかった。しかしこの統計表を全く無視することはできないので、一つの方法として、たとえば Gentry (Ashraf) の場合は 3,800 から 100 を引いて 3,700 を 1 a : 1 a = 1 : 1 として Ploughmen (Jotiya) の場合は 22,600 を 9 a : $2\frac{1}{2}$ a : $\frac{1}{2}$ a = 18 : 5 : 1 にそれぞれ比例按分し、各郡にわたるような計算をした結果を県単位に再び計算しなおしたものを、表として示し

た。このような処理の仕方については筆者自身も疑問を抱いたが、Buchanan の記録を史料として用いる限り、このような処理の仕方しか考えられないのではないかと思う。

(6) この統計の信憑性をたしかめるための史料を、筆者は滞英中に求めようと試みたが、見当らなかつた。Buchanan の統計と厳密正確なものとみることはもとよりできないが、かれの調査日誌に記している地図や日誌本文から察すると、Buchanan の旅行範囲はかなり奥地にも及んでおり、統計の正確を期するための操作については、報告本文の中でも詳しく述べているので、これを臆測のみにもとづいた数字とすることはできない。かなり客観的な傾向値としてこれを扱うことができる、とみるべきであらう。

(10) 前掲諸報告編集者の序文を参照。なお魚類・植物・鉱物の列記と分類は第一級の労作といわれる。

(11) 十八世紀から Buchanan の調査が行われた時代までのビハール州史の概要は、Radhakrishna Choudhary, *History of Bihar, Smt. Shanti Devi*, 1958, pp. 227-272. にみられ、かれの報告にもとづいている。経済史の研究に E.I. を史料として挙げたものは少くない。ノートナ版を直接に用いているものは、H.R. Ghosal, *Labour in Early Nineteenth Century Bihar, "The Journal of the Bihar Research Society"*, XX XII-1, 1946; Benoy Chowdhury, *Some Aspects of Pea-*

十九世紀初期のビハール州における Rā'yat の階層構成 高島

sant-Economy of Bengal after the Permanent Settlement, "Bengal Past and Present," Ser. No. 142, 1957. ①②③の論文を H.R. Ghosal, Economic Transition in the Bengal Presidency (1793—1833), Patna, 1950. とだちを筆者は読んでいるが、地代や賃金に関する数値が引用されている程度である。

(12) Zamindār 以外の rā'yat と通称される人々を指すものとして理解する。

(13) 〱貴顕〱を意味するアラビア語 sarīf の複数。

(14) baqāl は〱穀物商〱・〱食品商〱を意味するアラビア語起源のペルシア語。baniyā は〱商人〱を指し、東インド貿易関係の文獻では banyān, banīyān などと書かれる。dukāndār の dukān は〱店〱を意味するアラビア語起源のペルシア語。

(15) pauniya は村落の中で村民の生活必需品の製造にあたる下級カースト所属者、理髪師、洗濯屋などを総称する pauni から派生した語とされている。pangāl (sic) は意味不詳。

karigar はペルシア語で〱仕事〱を意味する kār と不定をあらわす後接辞 -ī と作業者をあらわす後接辞 gar, gār をついた karigar やるじは karigar であろう。

(19) jotiya (jotā) は自分の保有地を耕作する小農民。(H.H. Wilson, A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc., of British India, ed. by A.C. Ganguli & N.D. Basu, Cal-

cutta, 1940, p. 378 a. 参照) Kirindagan, Kirindagan は意味不詳。きりだくの臆測にすぎないが、ペルシア語で〱耕作〱を意味する kārīdān, kārīdān の現在語幹 kār に作業者をあらわす後接辞の andeh とあるに複数語尾 ān をつけた kārāndegān (発音されないう語尾の h は e にかわる。)の転訛したものである。chasa はモンチ語 cāsā' ムンガリー語 cāsā' で〱農民〱の意。

(17) Kolit は一人の rā'yat が他の rā'yat から土地を賃借すること、または賃借者以外の者が賃借地を耕すこと。(Wilson, op. cit., p. 400 a.)

(18) インドのムスリムがヒンドゥー文化の影響を受け、また多くがヒンドゥーからの改宗者の子孫であるために、カースト慣行をもとり入れていることがよく知られている。もしあたり

G. Ansari, Muslim Caste in Uttar Pradesh - A Study in Culture Contact, "The Eastern Anthropologist," XIII - 2, Lucknow, 1960. (紹介「東洋学報」四三—一)を参照せよ。Buchanan 報告の中で A.P.B., i, pp. 310 - 312; A.S., pp. 179 - 182; A.P., pp. 195 - 201; A.Bh., pp. 212 - 214. にムスリム・カーストの名称・職業・慣行・觀念・風俗数などがべらべらと記されている。なおヒンドゥーのカーストについて A.P.B. i, pp. 313 - 357; A.S., pp. 182 - 213; A.P., pp. 202 - 262; A.Bh., 215 - 250, 260 - 261, 267 - 269. など

記述がある。コンドラー、ムスリムを通じての社会区分は、A.B.P. i, pp. 265 - 267; ii, pp. 547 - 549; A.S., pp. 152, 335; A.P., pp. 426 - 431; A.Bh., pp. 459, 460. 以下は、この点に比較して著者の W.W. Hunter, A Statistical Account of Bengal, 20 vols. London, 1875 - 1877. の 6th vol. XI, Districts of Patna and Sāran, pp. 36 - 39, 40 - 57; vol. XII, Districts of Gayā and Shāhabād, pp. 32 - 34, 35 - 41, 183 - 186, 188 - 202; vol. XIV, Districts of Bhāgaipur and the Santāl parganās, pp. 49 - 52, 53 - 78; vol. XV, Districts of Monghyr and Purniyah, pp. 249 - 252, 254 - 256. のカーヌト別人口統計や各カーヌトの説明にみる。

(9) Shāhabad 県の banīyā (商人のカーヌト) は、(i) Agarwālā, Agarhari (ii) Barnawar (iii) Luniyar (または Rumiya' ⑩ Jayanpuri, Bishawar の四群にわかれ、うちれは vaiśya と考えられたが、astāf に加えられるのは「のちでゐる」(A.S., pp. 194, 195.)。また、下級の種姓やカーヌトに属する富裕な商人が astāf の列に加わろうとしてもそれは貧しい隣人が認めるだけで、「法にそぐわない illegal」(A.B.P.i, p. 265.) 要求と考えられる。という記事がある。(20) 「astāf は誇り高く……ほとんど労働しようとしな……。」(A.B.P.i, p. 265.) 「かれらは、このようにして(寄進

をうけたり、軍役義務の代償として与えられて一筆者)保有するいかなる土地をも、鋤をもつて耕作することができるとは、考えられな……。」(A.P., 427.)

Patna, Gaya 両県の kānyakubja brāhmaṇa と「じつ」これら的大多数は土地を持つ、奴婢 (servants) と奴隷に「つて耕作するが、かれら自身が手をこまねて働いてはな……。」(A.P.B. i, p. 320.) とあり、Purniya 県の Rājput と「じつ」「じつには自由の手を下して労働する Rājput は少数しかない。以前は実際に、かれらは鋤をとることを軽蔑しなかつた。しかし今では、八人のうち一人でさえ、こいういやしい仕事に身をおとさない。かれらの多くは土地を賃借し、それを耕すために奴婢を備へてゐる。」(A.P., p. 211.) とみえる。

kāyastha に「じつても」「…多くは、殊に職のない場合に、土地を賃借するが、かれらは決して自ら手を下して耕作しない。」(A.P., p. 213.) 「……大部分は土地の耕作によつて暮すが、かれらは決して労働しないので、その土地を奴婢の手で耕作する。」(A.B.P., i, p. 330.) といわれる。ムスリムの astāf も同様であつた。(A.Bh., p. 213.) 小作については後述する。

(12) 「…かれら (astāf) の数がきわめて多くなつたので、手を使う労働の忌避はもはや実行できない。かれらの多数が、自分の費用で奴婢と奴隷を用いて耕作する土地を持つただでなく

十九世紀初期のビハール州における *Raṭyat* の階層構成 高畠

、非常に多くの者はみずからの手で耕作している。しかしながら、かれらのうち極貧の者も、奴婢としてはたらくことを嫌い、自分の農地で労働するだけである。……他の貧しい *asṭāf* は、自分の畑の除草・伐草・播種・移植・給水・刈り入れをこなない、鋤で耕すためには人を傭う。」(A.B.P. i, pp. 265-266.) 「……ここでは郷紳層の非常に大きな部分が自ら鋤を手にとる……。」(A.S., p. 152.) 「紳士 (*asṭāf*) と自称する人々は、自分の農地で鋤をとること以外はすべての仕事をしする。そしてある者はこの労働をもいとわない。しかし傭われようとはしない。」(A.S., p. 343.) 「かれら (*pathān*—筆者) の多くは今鋤を用いるまでにおちふれてゐる。かれらの考えでは、それは職人になるより不名誉でない。」(A.P.B. i, p. 311.)

(22) *Shahabad* 県の *brāhman* 約三四〇〇〇人の状態は「……その半数は聖職者階級に属するといえよう。……他の半数は戦士部族 (*tribe*) に属する。……固有の義務によって生計の資が得られるのは聖職者階級の小部分でしかない。少くとも九六、七パーセントは土地を借り、少くとも七〇パーセントはこれらの農地で鋤を手にとること以外は、どんな種類の労働でもする。かなりの数の者が正規軍に服務し、少数は商人になっている。名前がかけける者は二五パーセントをこえない。……」概して *Kanoi* の *Brāhman* はたんなる農民にすぎない……。」(A.S., p. 183.) とつづ。戦士 *brāhman* とは *bhūinhār* を

さす。かれらも貧困のためには鋤を手にする「破戒行為を恥とす。」(A.S., p. 186.) などであつた。

(23) A.P.B. ii, p. 727; E.I. i, Appendix, p. 45; ii, p. 69 4; iii, Appendix, p. 1. より作成。 *asṭāf* の人口が相当に多い理由は、「会社政府ができる以前は、かれらの多くは瀕死する掠奪戦争にまぎこまれ、 *zamindār* はかれらを助ました。後者の安全は前者の人数と忠誠にまったく依拠していたのだから。かれらがこつても数多くなつたのは、大抵は、このためだつたのだらう。」(A.B.P. ii, p. 547.)

(24) A.B.P. ii, pp. 722-728; E.I. i, Appendix, p. 45. より作成。 *Shahabad* 県の統計は人口でなく戸口(家族数)を挙げつゝある。 *Purniya* 県の *Bhaugalpur* 県についての人口統計は、E.I., A.P., A.Bh. のいずれにも出ていない。

(25) 鋤耕労働力のみを雇傭するのも自負のひとつの現われであろう。 *Buchanan* は、「たぶん県内のこの階級全体のうち、俗語さえ読める者は三人に一人もいない……。大多数はただの文盲の農民でありながら、下層民に対しておそろしく傲慢な態度と人一倍の怠惰癖や小心はもちあわせている。」(A.P., pp. 426-427.) と評してゐる。

(26) 「*Patna* と *Gaya* の両市内つまり大市場地内以外では、 *asṭāf* ぐまり身分の高い人々は、家屋用地の地代を払いもしなければ、地主が、家屋用地を求める *asṭāf* に土地を分け与え

るのを「拒むこともできなう。」(A.P.B. ii, p. 547.)

「asāf 農民には他の農民が支払うのよりは低い地代率にめぐまれているという点で、より確実な利益がある。」(ibid.)

「すべての高位かつ純粋な部族……は、かれらが家屋と庭園のために求めるいかなる土地をも、地代を支払わないで占有する権利を持つ。同じ恩恵は……神に身を捧げると称する両宗教徒にも施される。」(A.P., p. 426.) 「私の知る所では、これはいかなる法律によっても承認されていない。しかし実際には、こういう人々が土地を賃借する場合は、所定の、つまり生まれの低い農民にとつては通常の、率以下(の地代―筆者)を支払うものである、と一般に認められている。……かれらは自ら労働して身を貶すことができず、奴婢を備わなければならないので、労働するために生まれついた賤しい連中ほどには地代が払えない、ということである。」(A.P., p. 427.) 他の二県のうち Shahabad はほぼ同様で Purniya はやや異なる。次註参照。

(27) 「いなかに住住していて、地代を免除された土地をもたない asāf は、ほとんどみなが農地を賃借し、農地を賃借する者(asām)は誰も家屋については支払いをしないのだから、asāf に有利な免除には事実上は大した価値はない。あるかないかという程度の庭園がついている家屋は、中庭(Angana)が免除されるだけだから、ごくせまい空間しか占めていない。」

北大文学部紀要

(A.P.B. ii, p. 547.) 「Bihar の記述の中で高位諸カーストつまり asāf の農地について私が観察したことは、この県にもあてはまる。しかしながら、かれらが受ける恩恵は一般により薄く、家屋用地を地代を支払わずに保有する権利は……極めて疑わしいようである。……ともかくこの点については(慣習―筆者)法はたしかではない。」(A.S., p. 335.) 「高位諸カーストはPurniyaにおけるのと同じ特権を享受しない。かれらが家屋用地の地代の支払いを、他の人々以上に免除されているという地域はない。県内の大い地方では、家屋用地の地代はごくわずかの人に要求されるだけであり、かれらが他の人々より低い(地代―筆者)率で土地を占有することが許されているのは、いくつかの地方、主にベンガルに属した地帯においてのみである。戦士部族の一部は、軍役を代償とする保有(military tenure)によつて、地代を免除されて、あるいはわずかばかりの地代を支払つて、土地を保有するが、かかる土地は共にみる影もなくうちすてられている。しかし、これらのほかに、大量の土地が高位諸カーストの人々によつて賃借されている。そしてこのうちの多くは、一般耕作者が支払うのと同じ率によると推察される。」(A.Bh., p. 459.)

(28) 「……土地の大半は帳簿つけのできるような親族の者が管理しているので、家屋と庭園の用地を口実にして、(現に―筆者)かれらがその大きな部分を免税で所有する土地のほかに、

十九世紀初期のビハール州における Ra'yat の階層構成 高島

課税財産になっている土地をも多く奪い取る画策をしている。」
(A.P., p. 427.) 「これらの地代がきびしくとりたてられることはまれである。そしてこれからの農民たち (astaf — 筆者) の多くは親族を所領管理に備っているので、かれらの負担を軽くするためにさまざまな作り事が考え出されている。」

(A.Bh., p. 459.)

(29) 「これら借地人たちのうち多くの者が、鋤をにぎること以外は、あらゆる種類の仕事を自分の手でおこなう。そしてかれらは現在生計の資が得られる源泉が他にないので、注意深く積極的な人々となっている。」 (A.B.P., ii, p. 547.) 「かれらのうちみずからの手で労働する者は一人もいない。そしてこの県では、南端部だけを別にすれば、土地を下級小作人 *under-tenants* に転貸する習慣はなく、分け前のために耕作する人々の数も多くはないので、高位諸カーストの人々が賃借する土地の大半は、かれらの奴隷や傭いの僕婢によって耕される。ここで支払われるより高い地代は、かれらを *Purniya* におけるよりもより勤勉により注意深くするようにしむける。かれらの家畜保有も非常に大きい。」 (A.Bh., p. 459.)

(30) A.B.P., ii, p. 548; A.S., p. 335. 参照。

(31) A.B.P. i, p. 266. 参照。

(32) A.B.P., ii, pp. 727-728; E.L., i, Appendix, p. 45.
より作成。両方とも Buchanan が *Traders* として分類した。

のみで、身分としては *astaf* に含まれる商人や、*ploughmen* に含まれる *grinasha bepari* (A.B.P., ii, p. 548. 参照) は加えられていない。

(33) 「*purniya* は職人である。これらの人々のうち多くの者が農地を持つだけでなく鋤をも手にする。つまり自分の手で土地を耕す。そして、(その仕方は一筆者) かれらの顧客先に仕事のみつからない時に土地を耕すか、あるいは、兄弟の一人が農地を耕してもう一人がかれの職業上の義務に従事するからである。かれらはしばしば日傭い労働者として働く。」 (A.B.P., i, p. 266.) 「……かれらのうち多くの者が、一年のうちのある期間には自分の農地で働き、ある期間には自分の技芸に従事する。しかしより普通には、兄弟の一人が耕作し、もう一人が自分の職業に従う。……時間の一部をさいて耕作にあてる職人のうちの多くは日傭い労働者である。」 (A.B.P., ii, p. 548.) 「……耕作する職人の少くとも三分の二は、日傭い労働者としてそうするのであつて、鋤を手にする者は三分の一をこえない。」

(A.S., p. 152.) 「農民 (*farmers*) の第三階級、つまり余暇に、あるいは僕婢によって、耕作するところの土地を賃借する職人たちも、また、ビハールにおける (職人たち一筆者) と同じ立場にある。」 (A.S., p. 335.)

(34) 第五表は第一、第三表と、第六表は第二、第四表と同様にして作成した。

(35)「この県の借地人たちの第二の階級は、職人たち (tradesmen) であり、かれらは、私が Dinaipur において言及したのと同じ目的のために、わずかな土地を賃借する。これは何びとも損害を与えない。私がここでいい足さねばならない唯一のことは、何人かの人々つまり農民 (farmers) である Goāla がこの階級に含まれる、ということである。かれらのうち何人かは、身分の高い人々のように、かなりの農地を持つ。しかし、かれらはその土地を奴婢によつて耕作し、高額の地代を払いにするが、自分の仕事により注意深く臨むので、より大きな収益をあげる。しかしながら大規模な奴婢雇傭の費用は非常に大きいので、これらの人々の主な財源となるのは家畜である。そして農地は主として、かれらの家畜群の便宜のために保持される。職人たちに属する農業役畜のはるかに大きな部分を所有するのは、この技術者たち (artists) の階級である。そしてかれらのうちの何人かは非常に裕福である。私は牝牛を千頭持つ人がいると聞いた。他の職人たち (tradesmen) は主に作物の分け前を受け取る人々を用いて耕作する。」(A.P., pp. 428 - 429.) Dinaipur 云々については、「.....」

鋤一畝が耕せるふつうの面積は……五エーカーであるが、多くの人々ははるかに小さな面積を賃借する。これは主に、収穫前の暫くの間、よくあることだが、商人たち (traders) が需要 (の増加—筆者) を利用して、たいていの場合、かれらの穀物

価格を法外につり上げる時に、自分たちの家族を養えるだけの米を得たいと願う職人たち (tradesmen) からなる。これらの職人たちは自分で田畑を耕すのではなく、分け前のためにそうする人々を傭う。……」(E.I. ii, p. 904.) という記事を参照。「借地人たちの第二の階級は、Purniya におけるように、職人たち (tradesmen) と技術者たち (artists) とからなる。これらの人々の中に私が含めた Goāla は、そのうちの牛乳を商う人々だけである。何となれば、この県ではそのカーストに属する非常に多数の人々が、ほかの農民たち (farmers) 以上には牛乳を商うわけではないからである。私が Purniya に関する記述の中でこの借地人たちの階級についていったことすべては、ここにもあてはまる。しかし、私がつけ加えなくてはならないのは、この県では夥しい数の職人たち (tradesmen) が、一年のうちある期間は自分の技術で働き、残りの期間は自分の農地で働くことである。ここでは小商人たち (petty traders, Beparis) の大きな部分が Purniya つまり職人 (tradesmen) に含まれる。」(A.Bh., pp. 459 - 460.) Goāla (sic, Goyala) は「牛飼」。家畜の番を「乳を売ることを職業またはカーストとする人。」(Wilson, op. cit., p. 279 a.) Patna, Gaya 両県では、Goāla の大半が単なる農民 (farmers) にすぎない (A.B.P. i, 337.) ので、このように少数の牛乳販売者のみを Purniya とする (A.B.P., ii, 548.)。

十九世紀初期のビハール州における Ra'yat の階層構成 高島

Shahabad 県ではカーストの専業に従事する者は Goāla の一四パーセントにすぎた (A.S., p. 204.) Purniya 県でも大半はただの農民 (cultivators) であり (A.P., p. 225.) Bhaugalpur 県の Goāla も職業的にはこれと変らな (A.Bh., p. 224.)。Goāla をどの階層に帰属させるかに ついて Patna, Gaya, Bhaugalpur 三県の記述は 'I have included のを' だが、これが在地の慣行による分類か、Buchanan 自身の考えによるのか、この限りでは明らかでない。小商人の帰属が県によって異なる例 (註 32 および本註所引の A.Bh. の記事参照) から察せられるように、*ashraf* 以外の階層のカースト構成については慣行自体があいまいであり、Buchanan の私見も交えられている。一般にカースト相互の序列関係は当事者と第三者とでは、また第三者の間でも、異なつて解釈されることが少なくない。(96) E.I., iii, p. 697; ii, Appendix, p. 1, の統計による。本文では借地人層を四階層に区分しながら、表の中では、職業別人口を *Idlers* と *Labourers* とに二分し、*Labourers* をさらに *Artificers* と *Cultivators* とに二分して、都合三階層しか挙げていない。ここでは *Artificers* の人口をとって計算した。

(37) これは西県の *baniyā* の人口をとって計算したものである。A.P., pp. 215-218. の記事から *agarwālā* など *ashraf* に属するものを除いた *baniyā* 家族 (family) 数は約二、六四〇

であることがわかる。Buchanan は E.I., iii, p. 697. の表では Purniya の総人口を二、九〇四、三八〇人とし、A.P., pp. 599-603. の表で家族総数 四八五、五五九と推定している。家族総数のうちには家を持たない吟遊詩人七、一四〇人が含まれるので、一家族あたりの人口は約六人となる。従つて *baniyā* の総数は約一五、八〇〇人と計算される。A.Bh., pp. 227-229. からは *ashraf* に数えられない *baniyā* の家族数が約一、四六〇、それに家族 (family) としてでなく、世帯 (house) として計算されたものが一九〇ないし二三〇あることがわかる。Bhaugalpur 県については類似の表がないので、Purniya 県の数をもつて用いるが、A.P., pp. 597-598. にある在地警察官 (インデ人) の報告を要した表によると、一世帯あたりの人口は、約四・三人となる。(この表の記載する人口数は Buchanan の推定とは非常な隔りがあるが、人口数・世帯数ともに出所は同じであるので、これから世帯あたりの平均人数を算出することも誤っていないであろう。) この数値を加味して、Bhaugalpur 県の *baniyā* 人口を計算すると約一四、三〇〇人となる。同県の総人口は E.I., ii, Appendix, p. 1. の表によると二、一〇一九、九〇〇人。E.I., ii, Appendix, pp. 6-7; iii, pp. 702-703. にはそれぞれ Bhaugalpur, Purniya 両県の技術者 *Artists* の職業あるいはカーストとそれぞれ人口との推定が示されているが、Bhaugalpur 一〇

四' Punrya 八七の職業またはカーストの中には本文中に発見できないものも多く、またそれに記された人口を合計した結果は、両県の Artificers の数と著しく異なる。他の階層についてはこのような表がない。ここでは E. I., ii, Appendix, p. 1; iii, p. 697. の表の数値に従ふ。

(38)「借地人たちの第三の階級は *casa* つまり農耕民 (*ploughmen*) とよばれる。しかし、これらの人々の中には、土地を賃借する人 (*tenants who lease lands*) だけではなく、作物の分け前や賃金のために耕作する人々も含まれる。この県の東部にはこれらの人々、ことにマホメット教徒が多数いて、広い農地と多くの家畜をもっているが、Dinaipur の富農や富商のように裕福な者はごく稀にしかない。しかしかれらは、家畜のおかげである程度まで商取引ができ、より貧困な隣人たちの欠乏をみたすことができる。西部ではかなりの農地を賃借する労働諸部族 (*the labouring tribes*) の数はさらに少く、農地のほとんどを占有するのは高位の諸部族 *the high tribes* と牛飼いとである。」(A.P., p. 429.) 「借地人たちの第三階級は *casa* つまり農民からなる。しかし人々に与えられたこの呼称は、自分の手ですすんで労働する借地人層だけでなく、僕婢・日雇い労働者それに奴隷 (*slaves*) をも含む。私は Kalikapur で、Dinaipur のマホメット教徒の富農のように裕福な、この階級の人々を何人かみた。そしてこれらの人々も同じ信仰をも

っていた。しかし概してこの階級は非常に貧困である。より裕福な人々のほとんどは小商人 (*petty dealers*) であり、*bepāri* のかわりに *grīshtha bepārī* とよばれることによつて、商業諸部族 (*commercial tribes*) に属する小商人から区別される。」(A.Bh., p. 460.) 「*jotia* は耕すこと (*to plough*) を固有の義務とする人々である。これらのうちかなり多数の人々は土地を持たず、時には僕婢として時には日雇い労働者として働く。農耕民のうちの多くの者はほかの仕事は少ししかないので、このような職種—筆者に対する需要が、より裕福な *asraf* の農地では非常に大きい。」(A.B.P., i, p. 266.) 「農民 (*Parners*, の第四階級は *casa* つまり農耕諸部族 (*ploughing tribes*, の諸階級である。しかしながら、かれらのうちの多くの者は、Bhaugalpur におけるように、僕婢・日雇い労働者、そして奴隷である。かれらのうちの若干の商人たち (*traders, grīshtha bepārī*) はかなりの運送用役畜と、一市場地から他への交易を可能ならしめる少額の貨幣とを所有する。相当多くの *Koerī*、ことに井戸水で灌漑する土地を耕作する人々は貨幣を持ち、一部は利子をとつて貸しつけ、一部は退蔵する、とも考えられている。しかし、一、〇〇〇ルピー以上を持つと考えられる者はごくわずしかなく、五、〇〇〇ルピーが一人の持つ最高限度である。生活様式の上では、これらの人々はより貧困な種類の借地人たちと差がない。」(A.B.P., ii,

十九世紀初期のビハール州における Ra'yat の階層構成 高島

p. 548.) 「この県の農民の第四階級は、Behar (Panna, Gay-
 両県—筆者) のそれとは名称が異なるだけで、cāśā のかわり
 に kṛandagān (sic Krindagan) とよばれる。gṛhastha bea
 pāri たちは、これまで調査した諸県の大半におけるよりも貧
 しく、交換可能な資本において (in exchangeable capital)
 二、〇〇〇ルピー以上に値する (ものを持つ—筆者) と考えら
 れる者は一人もおらず、一方、穀物輸送のための家畜を飼う者
 はごくわずかしらない。そしてかれらは、主に至近の困窮
 した隣人を相手にする、しかしながら、より貧困な農民たち
 (farmer) の多数が諸収穫の間の時期には、これらの商人たち
 が前貸しする貨幣で生活を支えるといわれるのだから、かれら
 の資本はけだし過小に見積られているのであろう。もしこれが
 本当なら、かれらの資本は叙述をはるかに上まわるであらう。
 Koert たちはここでは貨幣退蔵ゆえの名声を博していない。」
 (A.S., p. 335.) ユーベルの Koert は農民でことにケシの栽
 培に従事する。 (Wilson, op cit, p. 450 a.)
 (36) 「借地人たちの第四の階級は Kolayit (sic) すなわち下級
 小作人 (under-tenants) であって、zamindār からの借地権
 (leases) も占有 (権—筆者 (possession) もまったくないが、
 法外な地代を支払って、借地人層から土地を賃借する。」
 (A.P., p. 430.) 「Purniya の記述の中で言及した、下級小
 作人からなる借地人たちの第四階級は、Lakardewani 南部を

除くと、この県ではごくわずかの人々しか含まない。かれらは
 ここで用いられるヒンディ語の方言で Kurrai (sic) および
 Kolayit (sic) とよばれる。これらの人々も農耕民に含まれ
 る。」 (A.Bh., p. 460.)

(40) 「この諸県では、Bhaugulpur で第四階級を形成する下級
 小作人は、ほとんどいないにひとしい。」 (A.B.P., ii, p. 548.)
 「もし私たちが、賃金のかわりにわずかな土地を受け取る僕婢
 を、下級小作人の名の下に含めなければ、ここには下級小作人
 はまったくいない。しかし、このわずかな土地は、完全にかれ
 らの主人の役畜によって耕される。」 (A.Bh., p. 336.)

(41) 「借地人層がかれの役畜と労働とに対する報酬を受け取
 る様式としての、作物の分け前のために、人を備って耕作させ
 ることは、ここではまったく行われていない。」 (A.B.P., ii,
 p. 556.) 「ここには作物の分け前のために耕作する Adhiyar
 (sic) はまったくいない。」 (A.S., p. 340.) ādhiyār といっ
 ては後述する。

(42) 「……分け前のために借地人たちの土地を耕する者は非常に
 わずかしくない。そして県の Behar (に属した—筆者) の
 地方では、かれらは概して Kurrai (sic) という一般の名称の
 下に法外な地代を支払う下級小作人と混合される、一方、鋤半
 台分の役畜だけを持つ小借地人たちは、ādhiyār とよばれる。
 しかしベンガル (に属した—筆者) の地方では、分け前のため

に耕作する人々が *adhīār* とよばれ、下級小作人は *Kolayit* (*sic*) とよばれる。借地人たちの土地を分け前のために耕す人々がきわめて普通なのは、その地方においてである。そして、そこでは地代のいかなる部分も作物の分け前からなり立っているのではない。」 (*A.Bh.*, p. 468.)

(43) 第七表は第一・三・五表と、第八表は第二・四・六表とそれぞれ同様にして作成した。Shahabad 県の数字の基礎は人口ではなくて戸口である。

(44) Buchanan はこれを、「自己の所有権がない土地を耕作する人々 (those who cultivate land in which they have no property) 」 *ṛṛṛṛṛṛ* (*A.B.P.*, ii, p. 556; *A.S.*, p. 340; *A.P.*, p. 443; *A.Bh.*, p. 467.)

(45) *ādhi*, *ādha*, *ādhi* は $\wedge$ 半分 $\vee$ を意味する。作物を二等分すること、一方が土地と種子を地方が労働をそれぞれに提供すること、を *ādhiā* という。 *ādhiār* は後述のように $\wedge$ 収穫物の半分を受けとる者 $\vee$ の意味であるが、註 (42) 所引の記事では $\wedge$ 鋤半分 $\vee$ の意味にも用いられ、また、自分の時間の半分は一村で、残りの半分の時間を他村で、それぞれの土地を耕す者を *ādhiār-karna* という例もある。Wilson, op cit, pp. 8 b - 9 b. 参照。

(46) 「鋤一台を使い続けるに充分な役畜を持つが、(自分の一筆者) 土地がなく、作物の分け前のために他人の土地を耕す者

北大文学部紀要

は、ここでも *ādhiār* とよばれ、Dinaipur および Rangpur におけるのとは同様の立場にある。しかしながら、概して、かれらはその土地の所有者のものになる作物の分け前の刈り入れをしないから、かれらの報酬はより高いことになる。あるいは、もしかしたら (所有者の分け前の刈り入れを—筆者) すれば、努力に対する支払いを受ける。しかし種子については、かれら (自身—筆者) がこれを供給するか、あるいはほとんどいつでも起るように、これを借りて利率一〇〇パーセントで返済するか、である。かれらは他の耕作費用の一切を支払い、作物の半分をとる。かれらの状態は雇傭される僕婢や日傭い労働者よりもよいものと、ごく一般には認められる。かれらは主として土地を賃借する高位諸カーストの人々、職人たち (*trades men*)、それに自分の費用で耕すべき土地を残している所有者たち (*proprietors*) に備わる。」 (*A.P.*, p. 43.)

Dinaipur については *E.I.*, ii, p. 912. を参照。さしあたり本稿に引用すべき記述はない。Rangpur の分益小作については *E.I.*, iii. は採録していない。また、一般の土地保有農民の *zamindar* に対する地代支払いは生産物形態をもつてすることが多く (*A.B.P.*, ii, p. 763. の表による) Patna 県五〇パーセント、Gaya 県七四パーセント弱、*E.I.*, i, Appendix, p. 51. の表では Shahabad 県七〇パーセント弱、他の二県は不明)、実際にはこれは生産物の折半というかたちをとった。

十九世紀初期のビハール州における *Rāyāt* の階層構成 高畠

分益小作と一般の土地保有農民との基本的な相違は、第一には土地の占有権の性格、第二には後者は貨幣地代をも支払う場合があるのに前者はそれが無いこと、第三に前者が耕作費用を負担するのには後者は収穫費用の控除を認められること、である。

(A.P.B., ii, pp. 549-550. を参照)

なべンガルの *khamār rāyāt* も分益小作のひとつである。*khamār rāyāt* について筆者は、英国滞在中に、西ベンガル州ジャダウプル大学のラナジット・グハ氏に御教示をいただいた。氏の論考は前掲の Benoy Chowdhry 氏のものと一緒にいずれ紹介するつもりである。

(47) 註 (42) を参照。

(48) 「……ほとんどすべての奴婢はかれらの主人たちに負債があつて、未返済分を返済しないではかに仕えることは法的に (legally) できない。」(A.P., p. 445.) 「月ぎめまたは季節ぎめで備われる奴婢たちは、主として鋤耕民 (*ploughmen*) と家畜の番人である。通常、前者への支払いは少ないが、かれらは一年のうち九ヶ月の間 (所定の労働に—筆者) 従事するだけであつて、自分のための収穫を許される。なるほど、かれらは少ししか働かないし、自分の小屋を修繕する時間を与えられ、自分のためにそのほかのわずかな専仕事 (*job*) をする。かれらはもちろん大抵は結婚しており、普通は四人、つまり妻と子二人からなる家族を持っている。……」(A.P., p. 444.)

「当県の Behar (に属した—筆者) 地方では、鋤耕民 (*ploughmen*) が年ぎめで備われることはめつたになく、(かれらが備われるのは—筆者) 概して鋤耕季節の間だけである。かれらは通常、実際に、その期間身売りするのである。何となれば、かれらは五ないし二〇ルピーを無利利息の貸付金として受け取つたのであり、返済できるまでは、日にカルカッタ規準で三 *seer* (約二・七キログラム—筆者) の穀つき米またはいくばくの粗米を受け取つて、鋤耕季節ごとに主人のために働かなくてはならないからである。もし主人に家畜が四頭あれば鋤耕民は六時間働き、六頭なら九時間働く。かれは主人のために、家畜を鋤につけるか、あるいは耕耘板 (*plank*) やまぐわ (*rake*) につけて働かせること以外は、何もしない。したがつて、もしかれが勤勉ならば、午後にわずかの賃仕事ができるのだが、多くの地方では、その人々は大へん怠惰なので、これを利用しない。鋤耕労働 (*ploughing*) がない時は、奴婢たちは通常除草や移植のために備われ、いつもの穀物給与よりは多いがやはりささいな給与をもらう。」(A.Bh., p. 468. なお、次頁には奴婢の家族構成をやはり四人とする記事がある。)[「当県の鋤耕民 (*plough-servants* [Kaniyas, sic]) は、Bhaugapur の Behar に属した地方のそれらとまったく同じ立場にあり、これは既に充分に述べられた所である。私が観察した主な相違は、多くの地方で、親の遺産が価値においてかれの負債をはる

かに下回る場合でさえ、息子に父に対する前貸金を返済する義務があると考えられていたことである……。」(A.B.P., ii, p. 556.) 「鋤耕僕婢 (Kamīya または Karoya) は Behar におけるのだいたい同じような立場にあり、ただ、前貸金を与える制度が Arah 周辺に限定されていて、そこでは (前貸金の額は一筆者) 五ないし二〇ルピーの間を変動する (点だけが異なる一筆者)。しかしそこでさえ、私は、父の負債が疑もなくししばしば息子の結婚のために生じるのにもかかわらず、息子が父に対する前貸金のために束縛されるということは、聞かなかった。その他の地区ではその (雇傭される一筆者) 季節分以上の前貸は行なわれず、僕婢はそれが終ると完全に自由になる。……」(A.S., p. 341.) 「……」の (鋤耕一筆者) 季節の間、かれらが主人のために九時間以上働くことは稀にしかなく、丸一日働らくことを求められた時には、追加給与と受け取る。」(A.B.P., ii, p. 557.) なお、負債については、「前貸金は結婚・葬式およびその他のこのような儀式的費用を支払うのに使われ、労働者が死ねば失われる。」(A.Bh., p. 469.) 負債相続をめぐる慣行の地域差に注意せよ。

(49) 次節第十表参照。僕婢・奴隷の中にも、鋤を所有する者はかなりあったらしい。

(50) 「しかしながら、県内の多くの地方ことに西部には、貸付金として以外は賃金も食糧も受け取らない、*āthwāra* (sic

北大文学部紀要

Athoyara) または *cauthari* (sic *Chauthari*) とよばれる日傭い僕婢のもうひとつの階級がある。これらの人々は家屋を持ち、いくばくかの土地を賃借する。主人は器具と家畜とを提供し、*āthwāra* は月のうち二十日は主人の田畑を、八日は自分の田畑を、二日は家畜の番をする少年の田畑を、鋤で耕す。少年は自分の息子であつたり、隣人の息子であつたりする。かくして、価値にしておそらく四〇ルピーという老廃した役畜一頭の使用が、月に八日分で、二十二日間の労働に対する充分な報酬と算出される。各当事者は自分の地代と種子とを支払い、自分の田畑の除草と刈り入れを行なう。ある地方ではこれらの僕婢たちはわずかな役畜を持ち牡牛を一、二頭飼っている。この場合かれらは *Bahanīya* (sic) とよばれ、一頭ごとに月に三日分の鋤耕 (*ploughing*) (費用一筆者) が追加支給される。……」(A.P., p. 445.) 「当県には少数の *cauthari* がいて、*Purnīya* におけるように、二十日は主人の田畑で、八日は自分の田畑で、二日は家畜の番人の田畑で、鋤を用いて耕す。主人が鋤と家畜とを提供する。」(A.Bh., p. 470.) *āthwāra* の *āth* は $\wedge$ 八 $\vee$ で、八日は自分の土地を耕す者の意味。 *cauthari* の *cauth* は $\wedge$ 四分の一 $\vee$ で、おそらく月の四分の一は自分の土地を耕す者という意味であらう。家畜の番をする者の (*of the boy, or the person, who tends the cattle*) 土地は、雇傭主がこれらの人々の賃金として支給する穀物を生産するため

十九世紀初期のビハール州における *Ka'iyat* の階層構成 高島

の土地の意味であろうか。

(51) 「当県の南辺 *Belpatra* と *Kalikapur* では、話される言語はナンガリー語の一種であるが、鋤耕民 (the ploughman) は *Kanā* (sic, *kaniya*) とよばれ、通常の用語である *Krīsān* (sic, *Krisan*) は労働者のもうひとつの階級にあてられる。これらの人々は食糧も土地も家畜も種子も持たないが、一切を借りて、できるだけ多く (の土地—筆者) を耕作する。作物がとり入れられると、この作業の費用が全体から控除され、主人は種子の量を二倍にして取る。残った生産物は三等分される、そのうち二つは主人のものになり、一つが *Krīsān* のものになる。そしてこの中から、かれが借りた一切の食糧を五〇パーセント (の利息—筆者) をつけて返済する、このような人々は過度に貧しい。」 (A.Bh., p. 469.) 「ある地方では、鋤耕民 (sic, *Kaniya*) は、この地方の規準で五なつ二〇 *kathā* (二〇分の三ないし二〇分の一三エーカー) というせまい土地を受け取る。これをかれは主人の鋤で耕す。しかし種子を (自分で—筆者) 調達し、生産物の半分を主人を与える。つまり地代を支払う。」 (A.B.P., ii, pp. 556-557.) 「しかしながら多くの人々は、この貨幣を与えるかわりに自分たちの役畜を用いて僕婢が耕作する土地を与える。かれは生産物の半分をとる。これは、前貸の—筆者、貨幣同様な束縛のきずなであるが、財源の先取りを避けるから僕婢にとってはより有利である。」

(A.S., p. 341.) なる *Wilson*, op. cit., pp. 397 b - 398 a. は *Kanā* を農業労働者、債務奴隷と説明している。

(52) 同一人が分益小作、農耕僕婢、日傭い労働者のうち二つを兼ねること、役畜に余裕のある者が分益小作を時に兼ねること、役畜に不足する農民たちが他人との共同労働によつて相補うことなどは、非土地保有農民について記述する際に前提されている。A. P., p. 443. を参照。共同労働についてはその他 A.Bh., pp. 467-468; A.B.P., ii, p. 556; A.S., p. 340. を参照。

(53) A.P., p. 466; A.B.P., ii, p. 558; A.S., p. 343. を参照。

(54) A.B.P., ii, p. 559. を参照。

(55) 「自由民」の特殊なものに家内僕婢 (domestic servants) が含まれる。男子は *bhāndārī*, *tahaliya* (sic), *hidmagār* とよばれ、高位富裕の人々に待して、主人の身のまわりの世話や家具の手入れ、家畜の飼養などに当るもので、主人から賃金、衣食住を支給された。女子は *cākarānī*, *dāst* などとよばれ、身寄りのない老女が多い。(詳しきは A.P., pp. 159-160; A.Bh., pp. 192-193; A.B.P., i, p. 287; A.S., pp. 165-166. を参照。) *Buchanan* は家内僕婢の人口を *Purniya* 県で男子四、二二五人、女人八二五人 (A.P., p. 607.)、*Patna*, *Gaya* 両県で男子八、〇六五人、女子四、五〇二人

(A.B.P., ii, p. 737.) 'Shahabad 県で男子二、八二〇人、女子二六五人 (E.I., i, p. 47.) と見積つてゐる。従つて人口構成の上では看過してゐることも出来ない。

(56) 奴隸の呼称については 'Purniya 県では家内奴隸 (domestic slaves) を *gūlām*, *lauṇḍī*, *nafar*, *hawās bhātā* と、農業奴隸 (agricultural slaves) を *nafar*, *dinggar* (sic) とよむ。また *zaurīdār* に属する奴隸を *hawās*、それ以外の者の奴隸を *sehana* (sic) とよむなどさまざまであるが、名称と内容とは地域的に異なり、一定しないという。 (A.P., pp. 160-162. を参照。) Bhaugampur, Patna, Gaya 三県では男子は *nafar*、女子は *lauṇḍī* とよばれる。 (A.Bh., p. 193; A.B.P., i, p. 287.) Shahabad 県では *コンドゥー* の奴隸を *kāmkar*、ムスリムの奴隸を *maulāzādeh* とよむ。 (A.S., p. 116.)

(57) 奴隸の価格について 'Purniya 県のムスリムの奴隸主に属する成人が一五ないし二〇ルビー (A.P., p. 162.)、'コンドゥー' の奴隸主に属する十六歳の少年奴隸が一二ないし二〇ルビー、八ないし十歳の少女奴隸が五ないし一五ルビー (A.P., 163.)、'Shahabad 県では年少の男子が五ルビー、女子が二〇ルビー (A.S., p. 116.) といわれる。なお 'Patna, Gaya 両県' の大半の地方では奴隸売買を恥辱と考える傾向があり、奴隸の給養ができなくなった奴隸主が、奴隸に随意に生計の途を諍じることが許したり、このような場合に奴隸主が死ぬと、奴隸は

自由を獲得したりする、という。 (A.B.P., i, p. 287.)

(58) 'Purniya 県では、主人を異にする男女の奴隸が結婚する際は、(一) 男子奴隸の主人はその婚姻によつて生まれる男児の半数を、女子奴隸の主人は男児の半数と女児全部を、各自の奴隸として取る権利がある、(二) 結婚に際し女子奴隸の主人は男子奴隸の主人から二ルビーをとり、その婚姻から生まれる男児は二人の主人で等分するが、女児については、結婚年齢に達した場合一人について二ルビーを、男子奴隸の主人が取得する、などという契約が二人の主人の間で交される。いずれの場合も女子奴隸は旧来の主人の所に住まなくてはならず、男子奴隸は夜間に妻を訪ねる。女子奴隸の主人は、彼女に住居を与え、彼女の労働を要求する限りは、衣食を支給し、生まれた子供たちは結婚年齢に達するまで主人が給養する。自由民の男子と女子奴隸とが結婚すると、夫は *Chutiyā Golām* (sic) とよばれ、売買はされないが、奴隸と同じ条件で妻の主人のために働く。この婚姻から生まれる女児はすべて奴隸になるが、男児は地方によつては自由民にされる。男子奴隸と女子自由民との結婚の場合、夫の主人は妻の父に二ルビーを支払い、この婚姻から生まれる男児はすべて奴隸とされ、女児は自由であるが、結婚する時は彼女の親族または夫となる者が、奴隸主に二ルビーを支払う。 (以上は A.P., pp. 163-164.) Bhaugampur 県では、婚姻関係にある男女の奴隸が同じ主人を持つ場合にも、夫は主人

十九世紀初期のビハール州における *Rajyat* の階級構成 高島

の与える小屋に一人で住み、妻子は主人の家に住む。妻が夜に夫を訪れる。男子奴隷が主人を異にする女子奴隷または女子自由民と結婚した場合、夫の主人はこの婚姻から生まれる子供に對して何の権利も持ち得ないが、女子奴隷が主人を異にする男子奴隷または男子自由民と結婚すると、生まれる子供はすべて妻の主人が保留する。 *Chutya Golam* (sic) の労働条件は前と同じである。奴隷の結婚は主家を同じくする者としての間で行われるのが原則であつたらしい。(A.S., pp. 194.) Patna, Gaya 両県については特にこの問題に関する記述はない。Shahabad 県では、奴隷と自由民との通婚は許されていなかった。奴隷主と女子奴隷との間に生まれた子は奴隷とされ、同様な境遇の私生児と結婚をせられた。(A.S., p. 116.)

《59》「すべての奴隷は *Dhanuk* (sic) か *Rawani* (sic) のいずれかのカーストに属する。前者のカーストに属する自由民は、もし非常に貧困であれば、自分の子供を売るが、この県では *Rawani* (sic) がこれを行なわない。」(A.Bh., p. 195.) 「大部分は *Bhagalpur* におけるように *Rawani* (sic) または *Dhanuk* 部族 (tribes) に属するが、多少の *Kurmi* もある。しかしながら、奴隷になった *Kurmi* はやがて *Dhanuk* とよばれる。自由民として生まれた (born free) *Kurmi* と *Dhanuk* とは、窮迫した場合は時々奴隷として身売りする。すべての *Rawani* はもともと奴隷であつたらしいが、かなり多

くの者は上述の環境のため (註(57)後半参照—筆者) 今では自由であると考えられる。」(A.B.P., i, p. 288.)

「……かれらの大半は *Rawani* (sic) カーストに属し、残りは *Kurmi* と *Arah* における非常に少数の *Dhanuk* とである……」(A.S., p. 116.) *Kurmi*, *Dhanuk* は *Buchanan* によると共に農耕カーストで、*Sudra* の中「castes considered pure」に属する。(A.P., pp. 227, 228; A.Bh., pp. 235, 236; A.B.P., p. 334; A.S., pp. 199.) *Rawani* (sic. Wilson, op cit., p. 706 a. の *Rawānā Kahār* と同義) は同じく農耕民でもあり、*Purniya* 県以外では「pure Sudras」に数えられるが、カースト的にはかきを専業とすると考えられる。詳しくは、A.P., p. 230; A.Bh., p. 238; A.B.P. i, pp. 335-336; A.S., p. 199. を参照せよ。ムスリムの場合には自由民を奴隷として売買できないので、身売りをする者と売手との間に九十年間の人身貸借が契約され、この間に生まれた奴隷の子供は問題なく奴隷とされたという。これは事実上は人身売買にひとしい。(A.B.P., i, p. 288.)

《60》Patna, Gaya 両県および *Shahabad* 県については男子奴隷の人数のみが推定されている。前二県では家内奴隷五、〇五五人、家内・農業兼用奴隷九、二七〇人、農業奴隷一八、四九五人 (A.B.P., i, p. 737.)、後一県ではそれぞれ七二〇人、八五〇人、三、七六五人 (E.I., i, p. 47.) といわれるが、

かりにこのすべてが妻と二人の子供を持つと考えて計算しても、農民層 (ploughmen) の全人口に対する比率は、後者が三・三パーセント前者が六・三パーセントにしかないから、実際はこれよりはるかに低かったであろう。Purniya 県では、主にムスリムを主人とする Balam (sic) という家内・農業の両方を含む奴隷二、二五〇人、完全な家内奴隷七九〇人、主に高位のヒンドゥーを主人とする Javās, 一、七〇〇人、大半は農業に使役される奴隷八、六五〇人 (A.P., p. 608.) と推定される。前三者は県内の成年男子奴隷すべてを含み、同様の境遇にある老幼の約四分の一にあたるといふ (A.P., p. 162.) かりに四者共に妻と子供二人を持つとしても、農民層人口に対する比率は二・四パーセントにしかない。

(19) 近世インドの奴隷問題については D.R. Banaji, *Slavery in British India*, 2nd edn., Bombay, 1933. があるが、筆者は入手していない。深沢宏「一八世紀マラーター王国の奴婢に関する一覚書」(「一橋論叢」四五一六)の序言には同書の内容の一部が摘要されている。本稿と直接の関連はないが、N.C. Sinha, *Studies in Indo-British Economy Hundred Years Ago*, Calcutta, 1946. には、イギリス資本主義の発展過程と英印経済関係の推移の中での奴隷廃止問題のもつ意義をついた叙述がある。op cit, pp. 59-90. を参照。

(62) 第二・四・八表より作成。農地保有者＝農業者には農業労働

を行う郷紳層と、自分の農地を耕作する農民層とを、同＝非農業者には農地を持つて労働しない郷紳層、土地を持つ商人層、および同様の職人層を、それぞれ含めた。非農地保有者＝農業者には、農業労働にも従事する職人層と農民層のうちの勤耕民 (ploughmen) 奴婢と日傭い労働者を含め、残りすべてを同＝非農業者とした。農業労働にも従事する職人層のすべてを非土地保有者と考えるのは、実は多少の無理があるが、これらの農業労働の季節的性格、家族内分業の実際の比率が不明であること、自ら鋤を取る者と雇農になる者との比率が不明であることなどを考慮に入れ、一応このように分類した。また表に記した四つの範疇のなかでは、これを他に含めるべき所がない。第九表はあくまで傾向を反映するものであって、絶対的なものではない。

(63) A.Bh., E.I., ii, とともに Bhaugai 県の鋤の配分率を示す表を収録していない。インド省図書館所収の原文書からこの部分をとりよせるつもりであるので、いずれ補訂したいと思う。

(64) 当時の農器具について E.I. は Buchanan の写真画を図録として挿入しているが、B.O.R.S. 版はこれを採っていない。ビハール州の農器具その他の図録として G.A. Grierson, *Bihar Peasant Life, being a discursive Catalogue of the Surroundings of the People of that Province*, Patna, 1926.

十九世紀初期のビハール州における *Ratyat* の階級構成 高畠

がある。

- (58) A.P., ii, p. 762; E.L., i, p. 51. の表より作成。
ploughs held by etc. などによる。

(59) Dhuriya 及び Wilson, op. cit., p. 219 a. の説明によると
△自分を備へた者の田畑で二日、自分自身の田畑で一日働く農民 (ploughman) △であるが、ここでは、△土地を賃借するが役畜を持たない者△の意味である。Gaya 県のうちガンガー河南岸沿いの Durayapur, Bar 両郡の欄にのみ記入されている。

- (60) A.P., pp. 614-615. の表より作成。

(61) 註 (50) 所引の A.P., p. 445. の記事を参照。

(62) Buchanan の家畜数推定表は非常に詳しいもので、繁殖用の牡牛、耕牛、乳牛、轆牛、山羊などにより、農耕・運搬用の牡牛と牝牛については、使用あるいは所有する階級ごとに郡別に頭数を推定している。ここでは使用する階級の明らかな耕牛のみを取りあげる。農耕・運搬両用の牡牛は、帰属が不明なので、頭数のみを示す。

(63) A.P.B., ii, pp. 757-760; E.L., i, Appendix, p. 51; op. cit., ii, Appendix, p. 6; op. cit., iii, p. 702. の表より作成。原表には、たとえど、Oxen used for the plough belonging to mere farmers の如く記されているので、耕牛の所有主体を上欄の諸階層であると速断することは控えるべきであろう。また郷紳層の欄には、原表で書き分けられている Bulls (去勢され

ていない牡牛) と Oxen (去勢された牡牛) とを合算して記入した。Bulls は Purniya 県以外では Bulls wrought in the plough belonging to high castes または belonging almost entirely to high castes とされているので、同県についてそのようなものと推測して処理している。

(71) A.P., p. 431. によると水牛の十六分の十 (六二・五パーセント) は高位諸カーストに属し、十六分の六 (三七・五パーセント) は牛乳商と職人 (tradesmen) とに属する、とみえる。しかし表では Buffaloes young and old の頭数七〇、四七五を挙げているので、Bhaugalpur 県におけるように別に Buffaloes used in the plough and carts を挙げてもいなければ、他の一市三県のように Buffaloes used in the plough と Milch (sic) Buffaloes との区別もしない。ここを空白にしておく理由である。

(72) 三県それぞれ約四七、四〇、四五パーセントとなる。

(73) 三県それぞれ約五一、六〇、五四パーセントとなる。

(74) 註 (70) を参照。

(75) Purniya, Bhaugalpur 両県については詳しい人口区分ができないが、いさおう大差なかつたものと推論しておく。

(76) A.P.B., ii, p. 762; E.L., i, Appendix, p. 51; A.P., p. 614. より作成。なお Buchanan は地代額については何にも述べていない。Bhaugalpur 県については、現在の所は表が

ないので、インド省図書館の原文書の複製を得た後に補訂した
い。

(77) 農地保有規模と社会階層との関連づけは、Buchanan はま
ったく試みていないので、具体的にどの程度の差があるのかは
明らかにできない。

(78) 前稿では筆者は *pār-kāśī rā'iyat* の雇傭主体を村落共同体
と考えていたが、Buchanan の報告からはこのような考えを支
持する論拠はまったく得られなかった。雇傭主体は自家労働を

まったくしないか、あるいは自家労働力で経営しうる面積以上
の農地をもつ富農層であつて、雇傭の契約はむしろ個別的に行
われたと考える方が順当である。雇傭者と被雇傭者との関係が
まったく自由な労働力の売買であつたのか、それとも家の関係
を媒介とした世襲約・人身的な労働力給付の関係があつたの
かは、Buchanan の報告では明らかではないが、基本的には
後者とみなす方が正しいのではあるまいか。ただし、いわゆる
jajmani 関係については何も言及がない。